

消費税率の引き上げに伴い

料金の一部が変わります。

10月1日から消費税率が10%に引き上げられます。
これに併せ、使用料や手数料などの料金の一部が改定となります。
主な項目は下記のとおりです。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

消費税率

8%



10%

施設使用料等

名称	担当課
市役所本庁舎大会議室東	財産管理課
豊科公民館、穂高公民館、三郷公民館、堀金公民館、明科公民館、南穂高児童館、体育施設、学校体育施設	生涯学習課
豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館、田淵行男記念館、飯沼飛行士記念館、穂高陶芸会館、貞享義民記念館、豊科交流学習センター、穂高交流学習センター、三郷交流学習センター、明科学習館	文化課
三郷農村環境改善センター、長峰山森林体験交流センター	耕地林務課
三郷小倉多目的研修集会施設	農政課
豊科ふれあいホール、三郷屋内ゲートボール場、明科総合福祉センター	長寿社会課
豊科保健センター、穂高保健センター	健康推進課
都市公園施設、室山アグリパーク	都市計画課

●一部該当しない部屋などもあります。

上下水道

名称	担当課
水道料金、下水道使用料	上下水道部経営管理課

●水道料金は市内全域の料金を統一する改定をします。統一料金の内容は市ホームページ、次回発行の広報紙でお知らせします。

ごみ処理・くみ取り

名称	担当課
木くず・木質系粗大ごみ処理手数料、し尿・浄化槽・雑排水のくみ取り手数料	廃棄物対策課

●もえるごみ専用指定袋の収入証紙代（小袋20円、中袋30円）は変更ありません。
詳細は担当課まで問い合わせください。代表 71・2000

事業者の皆さまへ

国の支援「レジ補助金」をご存知ですか？



- 対象者 軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等
- 補助率 原則3／4（3万円未満のレジ購入の場合、4／5補助）
- 補助上限 1台あたり20万円（※）、券売機1台あたり20万円
※商品マスタ等の設定が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円。
- 完了期限 令和元年9月30日
国軽減税率対策補助金事務局 0120・398・111（土日祝除く）



●問い合わせ
長寿社会課福祉政策担当
TEL 71・2253 FAX 71・2328
【制度に関する問い合わせ】
内閣府プレミアム付商品券専用ダイヤル
TEL 0570・02・2036 FAX 03・5690・5131
（IP電話から）TEL 050・3538・4557

10月に予定されている消費税引き上げにともない、対象世帯の負担緩和と地域の経済活動活性化のため「プレミアム付商品券」を販売します。

対象者① 住民税非課税者

平成31年1月1日時点で安曇野市に住民登録をしている平成31年度住民税非課税者。（課税者に扶養されている人や、生活保護を受けている人を除く）

※商品券購入には引換券が必要です。対象と思われる人には7月下旬から引換券の交付申請書を順次郵送します。購入希望者は申請書を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。9月下旬ごろから順次、商品券購入引換券を郵送します。

対象者② 子育て世帯の世帯主

3歳未満の乳幼児（平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子）がいる世帯の世帯主

※購入引換券の交付申請は不要です。9月下旬ごろから順次、商品券購入引換券を郵送します。

◆プレミアム付商品券とは…

使用期間

令和元年10/1～
令和2年3/31

1冊5,000円（500円×10枚）の商品券を

4,000円で購入できます！

※購入限度額は対象者1人につき5冊（2万円）までです。
詳細は9月下旬ごろに郵送する商品券購入引換券をご覧ください。
詳細が決まり次第、市HPにも掲載します。

対象1人につき
最大5,000円分
お得！

プレミアム付商品券取扱店を募集します

プレミアム付商品券を使用できる店舗を募集します。事前に登録が必要となります。登録申請書をご確認の上、申し込みください。

- 対象 市内に事業所を構え、参加を希望する事業所
- 内容 換金手続きは月2回を予定。
- 費用 不要
- 申請 8月9日（金）までに登録申請書に必要事項を記入し、商工会本所窓口へ直接・郵送・ファクスいずれかの方法で。申請書は商工会各支所窓口または商工会HPから入手できます。
※8月9日（金）以降も随時受け付けを行います。
- 問い合わせ 市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局（商工会本所内）TEL 87・9750 FAX 72・8491

「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」にご注意ください

プレミアム付商品券の申請内容に関して市から問い合わせを行うことはありますが、ATMの操作や手数料の振り込みをお願いすることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合は、ページ上部の問い合わせ先または警察にご連絡ください。

